

Title	ハンザ対英国 ( 下 )
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.12 (1921. 12) ,p.1650(96)- 1656(102)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19211200-0096">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19211200-0096</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## ハンザ對英國 (下)

阿 部 秀 助

エドワード三世の好戰的態度は著しく國家の費用を増加せしめ、到底通常收入にては之れが不足を補充すること能はざりし結果、新たに議會の協賛と英國商人の援助とによりて冥加金とも稱す可き一種臨時的の收入を設くると共に、更に之れをハンザ商人の如き他國人にして英國と取引關係を有せし者にも課するに至つたのである。而してハンザ商人は千三百七十年迄は王の命令を奉じたのであるが、其翌年即ち千三百七十一年に於て始めて之れが納付を拒絶するに至つたのである。斯く急に反抗的態度をとつた理由は元より明白ではないが、恐らく英國商人の排外的努力が之れが主要なる原因であると思ふ、以上述ぶるが如く英國側の行動が主權者、議會及商人の共通的意志の表現であることは單に在英のハンザ商人のみに如何んともすること能はざるを以て、茲に本國方面に於けるハンザ同盟

の中心たりしリュベックを煩はして千三百七十三年五月一日に所謂北獨逸に於ける諸都市の大會合をリュベック市に催さしめてエドワード三世と其閣臣とに向つてハンザが有せし特權の侵害に對して抗議を提出せしめたのであるが、何等英國政府を動かすに足らざりしを以て、更に倫敦方面に於けるハンザ商人の代表者は當時獨逸に於ける騎士領の主裁者が煩る英王と密接なる關係を有せしの故を以て、書を王に致さしむると共に、千三百七十五年六月二十四日のリュベックの大會はフランダール方面に派遣せらる可き使節を更に倫敦方面にも赴かしむることとに議決したのである、而して此使節はリュベックのシモン、スツエルチングとエールベングのハルトツキヒ、ベテケにして彼等は同年十一月下旬にブリュージュより倫敦に入つたのであるが、然かも彼等兩名が主たる任務たりしハンザ商人の特權侵害の件は彼等が倫敦に入るに先ちて既に解決せられしを以て、彼等は同市にあるを機會として更に英國政府に向つてハンザ商人の最も苦痛とする斤量税を撤廢せんことを以てせしも、政府は王の意志を楯として飽迄之れが要求に應ぜなかつたのである、當時ハンザの斯くの如き抗議に對して英國側の商人中には單に之

それを悦ばざりしのみならず、進んで其態度に反対せしもの、中にはハンザ商人がシヨーン、諾威、及ハンザの諸都市に於て英國商人を壓迫する事實の存せしことを以てしたのである、而してハンザ側の使節は英國側の此不平に對して、若、實際上、壓迫せられた商人はリュベックに於ける次回のハンザ各都市會合の際に其訴狀を提出せんことを以てしたのである、斯くて英政府對ハンザ代表者の談判は別に具體的の解決を與ふることなくして終りを告ぐるに至つたのであるが、然しエドワード三世の晩年は別に何等の問題を惹起さなかつたのである。

エドワード三世の死と共に其孫リチャードが英王の位を繼だるのであるが、祖父の對外的政策を繼續するに足る勢威を有せざりし結果、倫敦等の商人の乘ずる處となつて、ハンザ商人は再び窮境に陥るに至りしかば、彼等は千三百七十八年四月を以て特權の回復運動を試みしも何等の效果なかりしを以て本國方面に於けるハンザの諸都市は同年五月三十日ストラルズンドに會合し更に英國政府に迫る處ありしが、事件は寧ろ議會の司どる處たりし爲めハンザ商人にとりて有利なる結果を齎らすに至つたのである、何んとなれば外國商人の問題に就きては英國に於

ける都市の商人は各自の利益の爲めに之れが入國を悦ばざるものなるを以て、自から地方に於ける多數の利益と一致せず、即ち英國の商人が屢々彼等の聲言するが如き國內の輸出入を悉く各自の手にて營むこと能はざる結果は却つて之れが貨物の價格を騰貴せしめ地方人をして不便を感せしむるに至り、茲に彼等をして目のあたり外國商人の尙は必要なることを認めしむるに至り、斯くて英國の議會は千三百七十八年の秋を以て一般外國商人に對して普ねく取引の自由を保證するに至つたのである、只だ此場合に於て英國の君主及商人と共に議會がハンザ商人に對して要求せし點は彼等が同一の待遇をハンザの都市に出入する英國商人に對して拂ふ可しと云ふのであつたが、之れに對して倫敦在住のハンザの商人が果して何んぞ答えたかは史料の存せざる結果明白でないが、只だ其後、本國方面に於けるハンザ都市の態度が以前に比して強硬であつたことは此間の消息を語るものであると思ふ。

以上、ハンザ商人の強硬なる態度に對し、英國側は之れを寛和せしめんが爲めに、前者の使節たりしリュベックのヤコブ、ブレスコウとトルンのヨハン、コル德里ツ

が對岸のブリュージュに來りしを機會として、之れを倫敦に招き、英國側より新たに四ヶ條の要求を提出せしに不拘ハンザ側の使節は各自に之れを決定する權限なしとの口實を以て確たる回答を與ふることを避けしかば、英國商人側は更に態度を改めて單に英國商人はハンザの勢力範圍に於て自由に交易し、且つ生命と財産との保護を充分に承認す可きことを以てすると共に、英國の議會は英國に對してハンザ同盟の通商的價值を充分に承認し従つて兩者の關係を案することを欲せざる態度を示せしを以て、次で催されし兩者間の商議はハンザ商人にとつて最も有効なる結果を生むに至つたのである。即ち當時彼等の間に議決せし條文を以て英國側の以前の要求に比較する時は我等は明かに後者の態度の軟化するに至りしことを知るを得るのである。例者諾威及シヨーン方面に於ける英國商人の待遇問題を除外せしが如きがそれである。只た特權の回復が其後直ちに實現せられざりし理由は英國商人がハンザが眞に彼等の要求を入るゝの意志なきことを宣言して英國王と議會とに對してハンザの特權を認むることの早計なることを論せしによりしものなりとす斯くて其間に多少の時日を経過せしに不拘、結局千三百

八十年九月二十三日を以てハンザ商人は彼等の特權を回復し得る地位に置かるゝに至れり、即ち此日カンタベリーの大僧正シモンはウエストミンスターの宮殿に於て極めて盛大なる儀式の下に倫敦在留のハンザ商人に對し之れが特權を附與するに至れり、加ふるに之れが數日の後に於てリチャード二世は更にハンザ商人に對して昔時彼等が有せし關稅免除の特典をも復活せしむることとなり、茲にハンザ對英國の關係は少くとも外見上はエドワード三世の時代に復歸したのであるが、然かも兩者間の爭議の原因が根本的に除かれざりしことは、一時軟化せしと稱せられし英國商人をして飽迄其要求を貫徹せしめんとし加ふるに當時ハンザに對する最大危險は王權の基礎益々薄弱となりし結果、エドワード三世時代に見しが如き國內に存せし諸種の利害關係を調和する力なく、爲めに外國商人を悦ばざる都市其者の勢力に動かさるゝに至りし場合少くなかつたのである。更にハンザ方面に於ても普魯西方面の如きは屢々彼等の商船が英國側によつて掠奪せられ何等之れに對する賠償金を求むること能はざりし結果、反英的思想を有すること甚しく、要するに此後十年間に於けるハンザ對英國の衝突は常に普魯西對

英國の衝突に外ならざりしものなりとす。

慶應義塾の  
三田通りの

カ  
フ  
エ  
ー

米

華

堂

電高輪二二六六

●カルピスとソーダ水

●熱いコーヒーと紅茶

●宴會至便料理と菓子は御存じの美味